

普及項目	養殖
漁業種類等	養殖業
対象魚類	魚類
対象海域	内水面

水産用医薬品の使用に係る巡回指導

県北広域本部水産課・吉川 真季

【背景・目的・目標（指標）】

県北広域本部管内では、ヤマメ、ニジマス、ウナギ等の内水面魚種を中心とした陸上養殖が 20 軒ほど営まれており、魚病発生時には、水産用医薬品が適宜使用されている。

そこで、養殖水産動物に対する安全・安心を確保することを目的として、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づき、①未承認医薬品の使用禁止、②水産用医薬品の対象魚種や用法用量、使用禁止期間等の適正な使用について、管内養殖業者への巡回指導を行った。

【普及の内容・特徴】

（１）実施概要

3 地区計 6 業者(3 魚種)について巡回指導を行った。その概要は下表のとおり。

なお、巡回指導には各地区を管轄する家畜保健衛生所の職員も同行した。

表 1 令和 7 年度（2025 年度）における巡回指導実施状況

地区	巡回日時	業者	同行者	養殖種
中央(上益城郡山都町)	7 月 31 日	1	—	ヤマメ、ニジマス
阿蘇(阿蘇市)	8 月 14 日	1	阿蘇家畜保健衛生所 1 名 県北広域本部水産課 1 名	ヤマメ、ニジマス
城北(山鹿市)	10 月 17 日	1	城北家畜保健衛生所 1 名	ヤマメ、ニジマス
城北(山鹿市)	10 月 22 日	1	城北家畜保健衛生所 1 名	ヤマメ、ニジマス
中央(熊本市)	3 月 5 日	1	水産振興課 1 人	ウナギ
中央(上益城郡甲佐町)	3 月 27 日	1	水産振興課 2 人	ウナギ

（２）医薬品の適正指導および経営状況の聞き取り

養殖業者に、①飼育魚種、尾数、②近年の魚病の発生状況、③水産用医薬品の使用・保管状況、④飼育魚の健康状態の確認、⑤経営状況の聞き取りを行った。

【成果・活用】

巡回した業者の中で、違法な水産用医薬品の使用等は確認されなかった。また、「水産用医薬品について」（農林水産省消費安全局発行）に従い、医薬品を使用する場合は

引き続き適正に使用するよう指導を行った。なお、多くの業者は抗生物質等の使用に頼らない養殖を営んでいた。

経営状況の聞き取りでは、昨年引き続き、餌料をはじめとした資材高騰が続いている他、ウナギ養殖においては、2年連続してシラスウナギが豊漁だったことにより、成鰻の販売価格に影響があるとのことであった。

【達成度自己評価】

4 目標（指標）はほぼ達成できた（76～100%）



図1 水産用医薬品保管状況の確認



図2 飼育魚の健康状態観察（ヤマメ）



図3 飼育魚の健康状態確認（ウナギ）



図4 飼育魚の健康状態確認（ニジマス）